

第37回大阪市廃棄物減量等推進審議会
次 第

日 時 平成19年9月4日（火） 午後2時から

場 所 大阪キャッスルホテル6階 鴛鴦の間

議 題 ・ 中小零細事業者の減量施策について

第37回 大阪市廃棄物減量等推進審議会

資料 1

- 第36回審議会における審議内容の集約 P1
- 中小零細事業者（10kg未満排出事業所含む）における減量施策について P2 ~ 5

第36回審議会における審議内容の集約

《大規模建築物における減量施策について》

1 大阪市の現状認識

大規模建築物(約2,400件)に対するごみ減量・リサイクルの取組みは、所有者・管理者の積極的な取組みにより、ほぼ定着してきた。

① 資源化率について

- ・ 建物用途別、品目別それぞれに資源化率の差異はあるが、資源化量が年々増加し、資源化率も安定している。
- ・ 特に「紙類」、「缶」、「びん」の資源化率は高くなっている。
- ・ 「紙類」、「缶」、「びん」の他のものをリサイクルするには、今後、解消すべき課題(一定量の確保やリサイクルルートの未整備など)が多い。

② 対象物件について

- ・ 事務所ビル1,000㎡以上への対象拡大にあたっては、事前調整において様々な課題(管理体制が確立されていないビルが多いなど)が生じており、より小規模の物件まで対象拡大することは困難。

2 取り組むべき減量施策 (意見集約)

① 資源化率の向上に向けて

- ・ 先進事例の紹介を積極的に行うなどの普及啓発が必要。
⇒ 排出指導體制の強化、及び普及啓発(先進事例の紹介など)の充実。
- ・ 資源化が進んでいない「その他紙」など、細部にわたっての資源化率向上が必要。
⇒ リサイクルルートの調査、研究及び情報発信。
- ・ バイオマスなどの整備について、市と事業者が連携して検討を進める必要がある。 など

② その他

- ・ 発生抑制に向けた取組みが必要。
(例) 自販機におけるマイカップ、事業系版ごみゼロリーダーの創設、普及啓発の充実、 など
⇒ 新たな制度の創設や、新たな普及啓発の手法についての検討。
(事業系版ごみゼロリーダーの創設や、大阪市と排出事業者との双方向による情報共有・情報発信など)

中小零細事業者（10kg未満排出事業所含む）における減量施策について

1 現状と課題

大規模建築物では、本市の減量指導により、ごみ減量・リサイクルの取組みが一定進んでいるほか、排出実態の把握も可能となっているが、中小零細事業者については排出実態が十分に把握できていない。

また、本市が行った調査の結果、平均排出日量が10kg未満の排出事業所（以下、10kg未満排出事業所）については、約8.2万事業所、約8.7万トンを、本市直営が無料で収集している。

(1) 中小零細事業者（許可業者収集）における課題

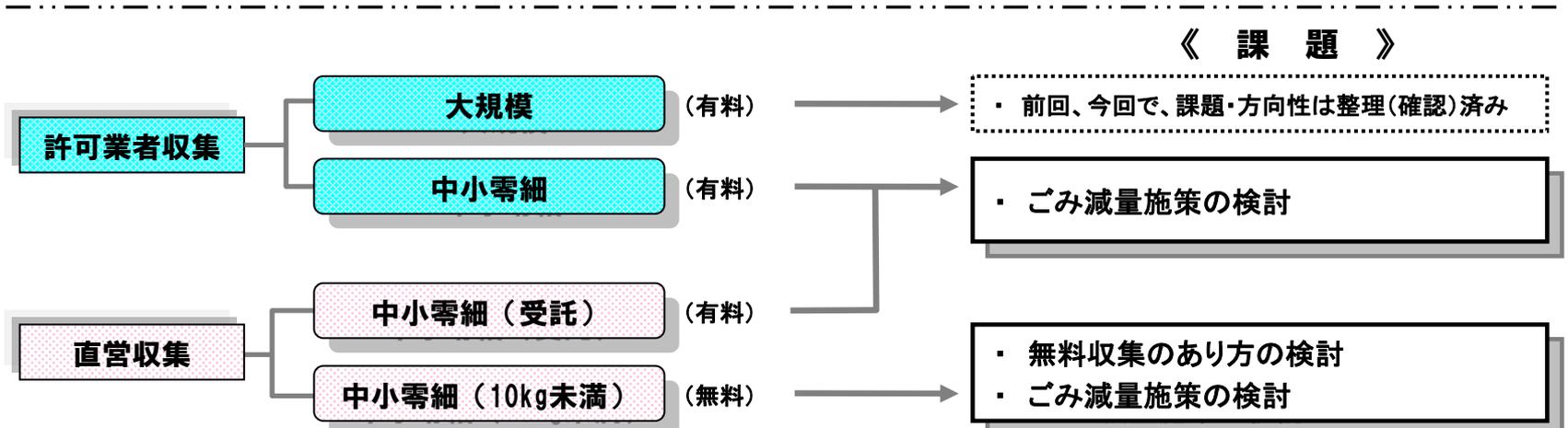
排出実態が十分に把握できていないが、ごみ減量施策の検討を行う必要がある。

※ ごみ減量を推進する際の想定される課題

- ・ 排出事業所 ⇒ 「ごみ減量に対する意識の高揚」
「分別」、「保管」にかかる、「人手」、「スペース」、「経費負担」
- ・ 収集運搬 ⇒ 収集効率が悪い。（資源物が少量点在している）

(2) 10kg未満排出事業所（直営収集）における課題

事業系ごみの無料収集のあり方の検討（排出者責任の徹底）と、ごみ減量施策の検討を行う必要がある。



2 課題解消に向けて

(1) 中小零細事業所

排出実態が十分に把握できていないため、他都市調査結果に基づくシミュレーションにより、想定される課題の解消に向けた検討を行う。

なお、対象品目(ターゲット)は、大規模建築物において資源化量が最も多い「紙ごみ」とする。

① 他都市調査に基づく事業系紙ごみの推計(試算シミュレーション)について

	積算根拠	A. 積算ベース量 (事業系ごみ総量)	B. 組成率 ※注2	C. 紙ごみ発生量 (A × B)	D. ごみとして排出される紙ごみ総量 (C - 9条指導)
試算 1	事業系ごみ分別収集モデル事業(H9 京都市実施)における「事業系ごみ総量に対する資源化可能物の割合」 ※ 大規模建築物への減量指導を行う前の調査	98.7万トン【H17一般搬入を含む事業系総量】+16.3万トン【9条指導総量】 = 115万トン	24.0%	28万トン (内9条指導における紙類資源化量:12万トン)	16万トン
試算 2	事業所一般廃棄物排出量実態調査(H13 大阪府実施)における「許可業者収集ごみのごみ質」	90.2万トン【H17許可業者収集量】-8万トン【業者収集のアパ・マン】 = 82.2万トン	18.7%	15万トン	15万トン

注1: 「9条指導」は、「大規模建築物における資源化量」を表す。

注2: 組成率は、資源化可能な紙類(段ボール、新聞紙、OA紙など)の率を表す。

試算2の組成率は、府下6都市(大阪市除き、H8~H13の調査結果)の単純平均を表す。

仮に60%の減量協力が得られると、約9万トン減量することになり、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」で定める事業系ごみの減量目標(9.5万トン)にほぼ相当する。

《 想定される減量の手法(アイデア)は? 》

② 想定される減量の手法

◆ 基本的な考え方

- ・ 事業系紙ごみの減量に関しては、「排出者責任」に基づき、事業者自らの取組みを推進する。
- ・ 大阪市は、事業者の取組みに対するコーディネーターの役割を果たす。

◆ 具体的な想定される減量の手法

他都市事例等を参考に、以下の手法、及びそれぞれのメリットと課題を想定した。

手法	内容	メリット	課題		大阪市の役割
			排出事業所	収集運搬	
回収業者による回収	排出事業者と回収業者との民民契約による、個別回収。	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存ルートの活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保管スペースの確保 ● 回収業者との調整が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定量を回収できる体制の整備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収業者に関する情報提供(事業者一覧の作成など)
排出事業者が連携した回収システムの構築	例えば、「オフィス町内会」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保管スペースの共有化等が可能 ● 排出者独自の取組みによる、ごみ減量に対する意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心(リーダー)となる事業所が必要 ● 一定数の参加事業所が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● システムが機能しない(取組み事業所が少ない等)場合の対応が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系版ごみゼロリーダーの創設の検討
地域における集団回収の活用	排出事業者が、その地域で行っている集団回収団体へ、紙類を持ち込む。	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業市民としての意識の構築(CSR的な貢献) ● 地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保管スペースの確保 ● 集団回収団体の把握、及び調整が必要 	(集団回収団体の課題) <ul style="list-style-type: none"> ● 市内中心部など、集団回収を実施していない地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業と集団回収団体のマッチングの促進

※ いずれの手法についても、古紙の市場価格への影響が予測される。

(2) 10kg未満排出事業所について

① 現 状

本市では、条例に基づき、排出日量が10kg未満であれば、「家庭系」「事業系」を問わず無料で収集している。

本市が行った調査結果では、約8.2万事業所、約8.7万トンを無料で収集している。

10kg未満 排出事業所		対象件数	推計量
	事務所単独	約45,000件	約52,000t/年
住居併設	約37,000件	約35,000t/年	

② 無料収集のあり方について

廃棄物処理法では、「市町村」に対して「一般廃棄物の統括的な処理責任」を定めているため、事業系ごみを市町村が収集することについて法的には問題はない。

一方で、同法では「事業者」に対して「事業者自らの処理責任(排出者責任)」も定めているため、ごみ減量の推進や、事業者の「排出責任」の徹底といった観点から、無料収集のあり方について検討する必要がある。

⇒ 経済的インセンティブの導入について。(10kg基準の撤廃)

※ 導入する場合の課題

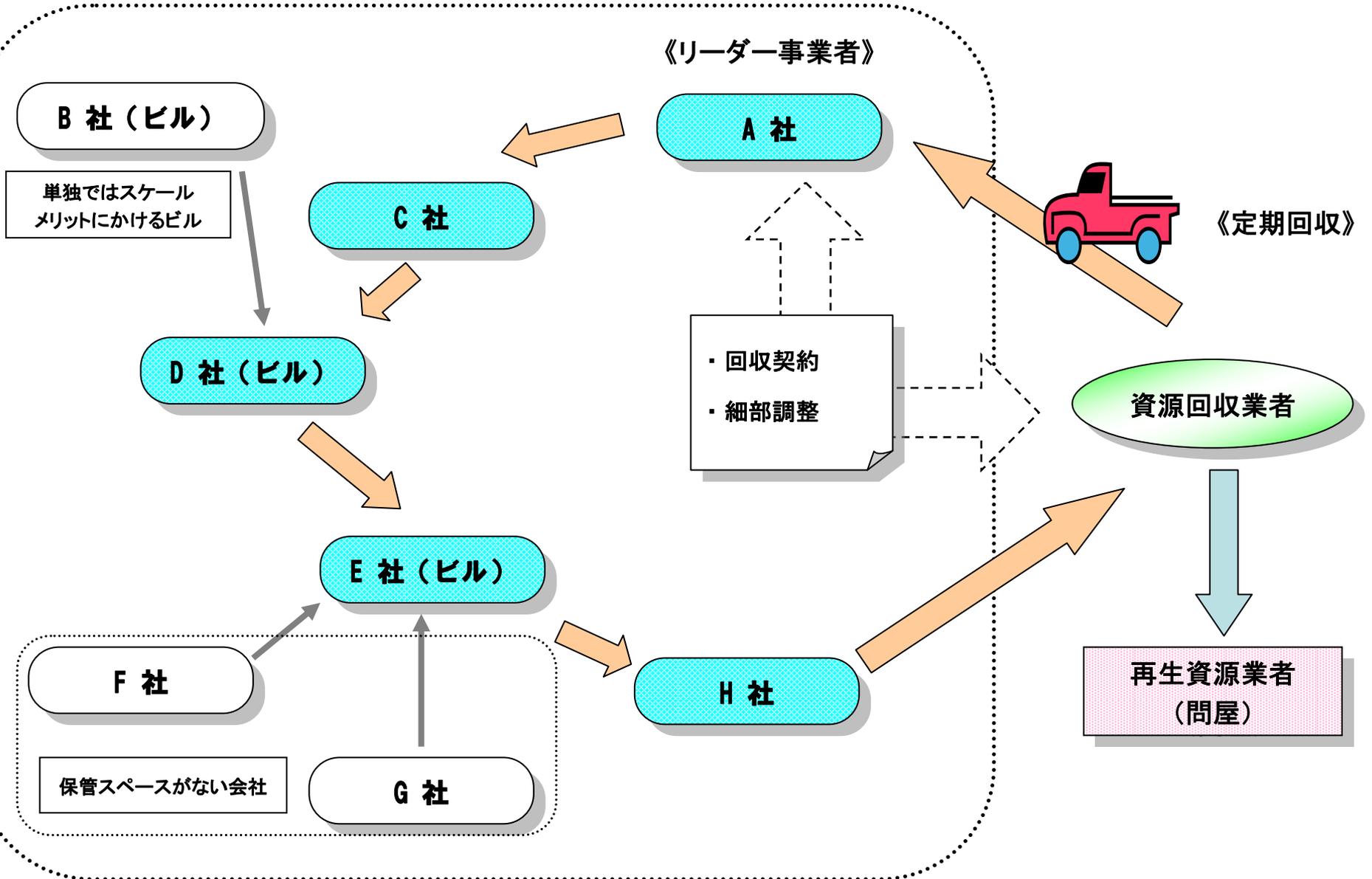
- ・ 住居併設事業所において、「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」の明確な区分は可能か？
- ・ 事業者への啓発、指導体制
- ・ 不法投棄(家庭系への混入含む)対策

第37回 大阪市廃棄物減量等推進審議会

参考資料

- ・ オフィス町内会のイメージ P1
- ・ 他都市（横浜市・名古屋市・神戸市・福岡市）の事業系ごみの取扱（手数料）について . . . P2

オフィス町内会のイメージについて



他都市（横浜市・名古屋市・神戸市・福岡市）の事業系ごみの取扱（手数料）について

都市名	事業系ごみの収集形態 (処理計画上の規定)	収集運搬手数料	搬入手数料																																													
			焼却	破碎	埋立	資源																																										
横浜市 (廃棄物条例)	排出事業者自らが運搬又は専ら物業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者との契約に基づき収集運搬。(一部、住居併設事業所等について市が収集しているケースがある。)	規定なし	【第44条】 13円/1kg		-	-																																										
名古屋市 (廃棄物条例)	事業系廃棄物は、事業者自ら又は許可業者が収集運搬する。(条例・規則に基づき、一部の資源ごみは市が収集)	【第32条】 50円/kg(上限料金)	【第32条】 20円/1kg			-																																										
神戸市 (手数料条例)	収集運搬主体は、収集運搬許可業者又は自己搬入。	<p style="text-align: center;">【第3条】 収集運搬上限料金</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">サイズ</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">指定袋による場合</td> <td style="text-align: center;">30^{リットル}袋</td> <td style="text-align: center;">96円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">45^{リットル}袋</td> <td style="text-align: center;">144円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70^{リットル}袋</td> <td style="text-align: center;">224円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90^{リットル}袋</td> <td style="text-align: center;">288円</td> </tr> </tbody> </table>		サイズ	金額	指定袋による場合	30 ^{リットル} 袋	96円	45 ^{リットル} 袋	144円	70 ^{リットル} 袋	224円	90 ^{リットル} 袋	288円	<p style="text-align: center;">【第3条】 有料指定袋制</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">サイズ</th> <th style="text-align: center;">焼却</th> <th style="text-align: center;">埋立</th> <th style="text-align: center;">破碎</th> <th style="text-align: center;">選別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30^{リットル}袋</td> <td style="text-align: center;">48円</td> <td style="text-align: center;">60円</td> <td style="text-align: center;">84円</td> <td style="text-align: center;">10円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">45^{リットル}袋</td> <td style="text-align: center;">72円</td> <td style="text-align: center;">90円</td> <td style="text-align: center;">126円</td> <td style="text-align: center;">15円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70^{リットル}袋</td> <td style="text-align: center;">112円</td> <td style="text-align: center;">140円</td> <td style="text-align: center;">196円</td> <td style="text-align: center;">23円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90^{リットル}袋</td> <td style="text-align: center;">144円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重量による場合(10kg)</td> <td style="text-align: center;">80円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">140円</td> <td style="text-align: center;">40円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※実際の購入代金には、条例料金に袋代が上</p>				サイズ	焼却	埋立	破碎	選別	30 ^{リットル} 袋	48円	60円	84円	10円	45 ^{リットル} 袋	72円	90円	126円	15円	70 ^{リットル} 袋	112円	140円	196円	23円	90 ^{リットル} 袋	144円	-	-	-	重量による場合(10kg)	80円	100円	140円	40円
	サイズ	金額																																														
指定袋による場合	30 ^{リットル} 袋	96円																																														
	45 ^{リットル} 袋	144円																																														
	70 ^{リットル} 袋	224円																																														
	90 ^{リットル} 袋	288円																																														
サイズ	焼却	埋立	破碎	選別																																												
30 ^{リットル} 袋	48円	60円	84円	10円																																												
45 ^{リットル} 袋	72円	90円	126円	15円																																												
70 ^{リットル} 袋	112円	140円	196円	23円																																												
90 ^{リットル} 袋	144円	-	-	-																																												
重量による場合(10kg)	80円	100円	140円	40円																																												
福岡市 (廃棄物条例)	排出者自ら運搬するか又は許可業者が戸別に収集する。	【第27条】 217円/50 ^{リットル} (上限料金)	【第27条】 140円/10kg																																													
大阪市 (廃棄物条例)	事業系ごみの収集運搬は、市(直営)・排出者自ら・許可業者。	【第30条】 1日平均排出量10kg 以上の場合 240円/10kg	【第30条】 58円/10kg	-	-	-																																										

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第七条12 第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第六項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

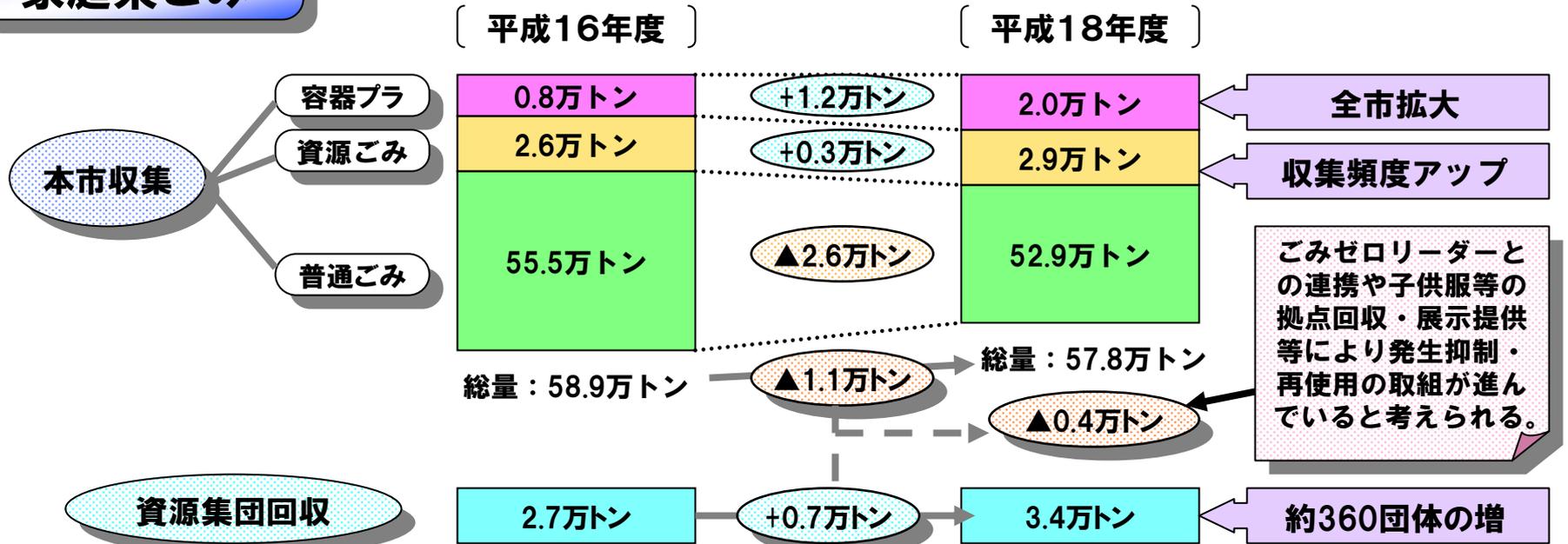
第37回 大阪市廃棄物減量等推進審議会

資料 2

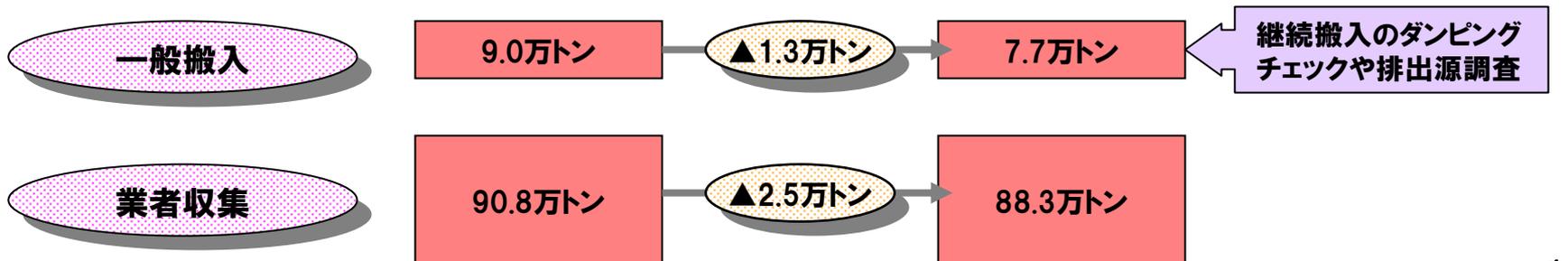
- 基本計画の進捗状況（平成18年度実績） P1
- 基本計画の進捗状況（ごみ処理量の達成状況） P2
- ごみ処理量の推移 P3

基本計画の進捗状況（平成18年度実績）

家庭系ごみ

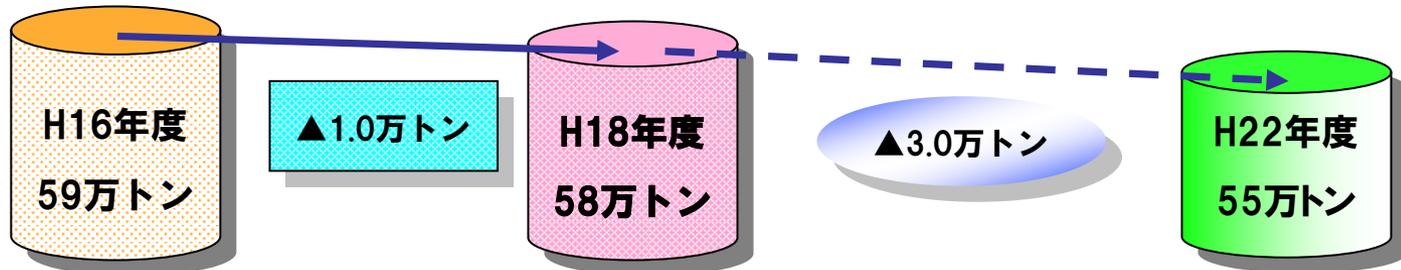


事業系ごみ

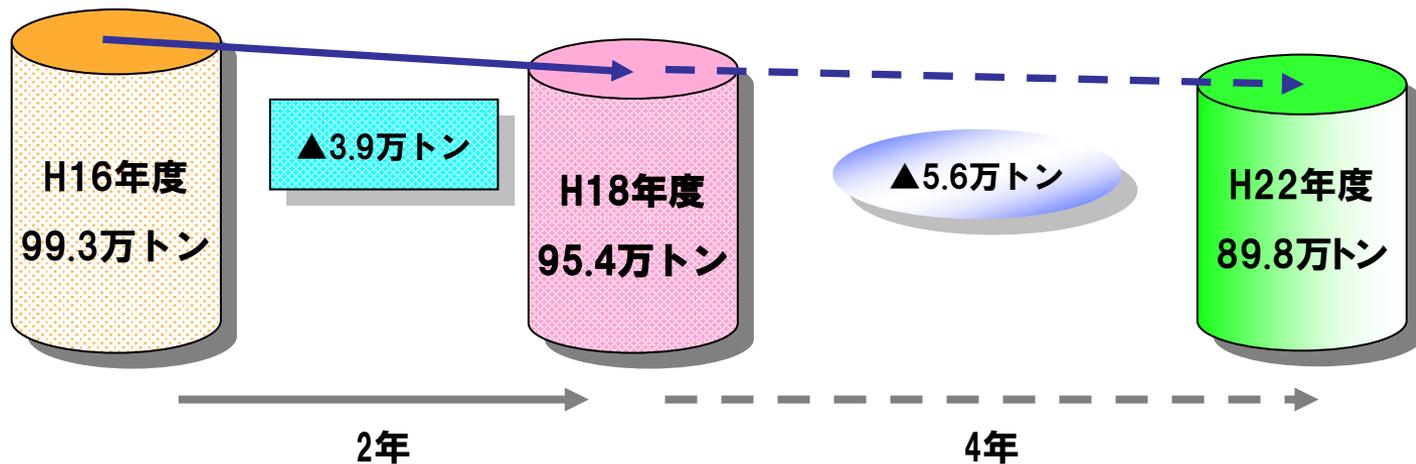


基本計画の進捗状況（ごみ処理量の達成状況）

家庭系ごみ

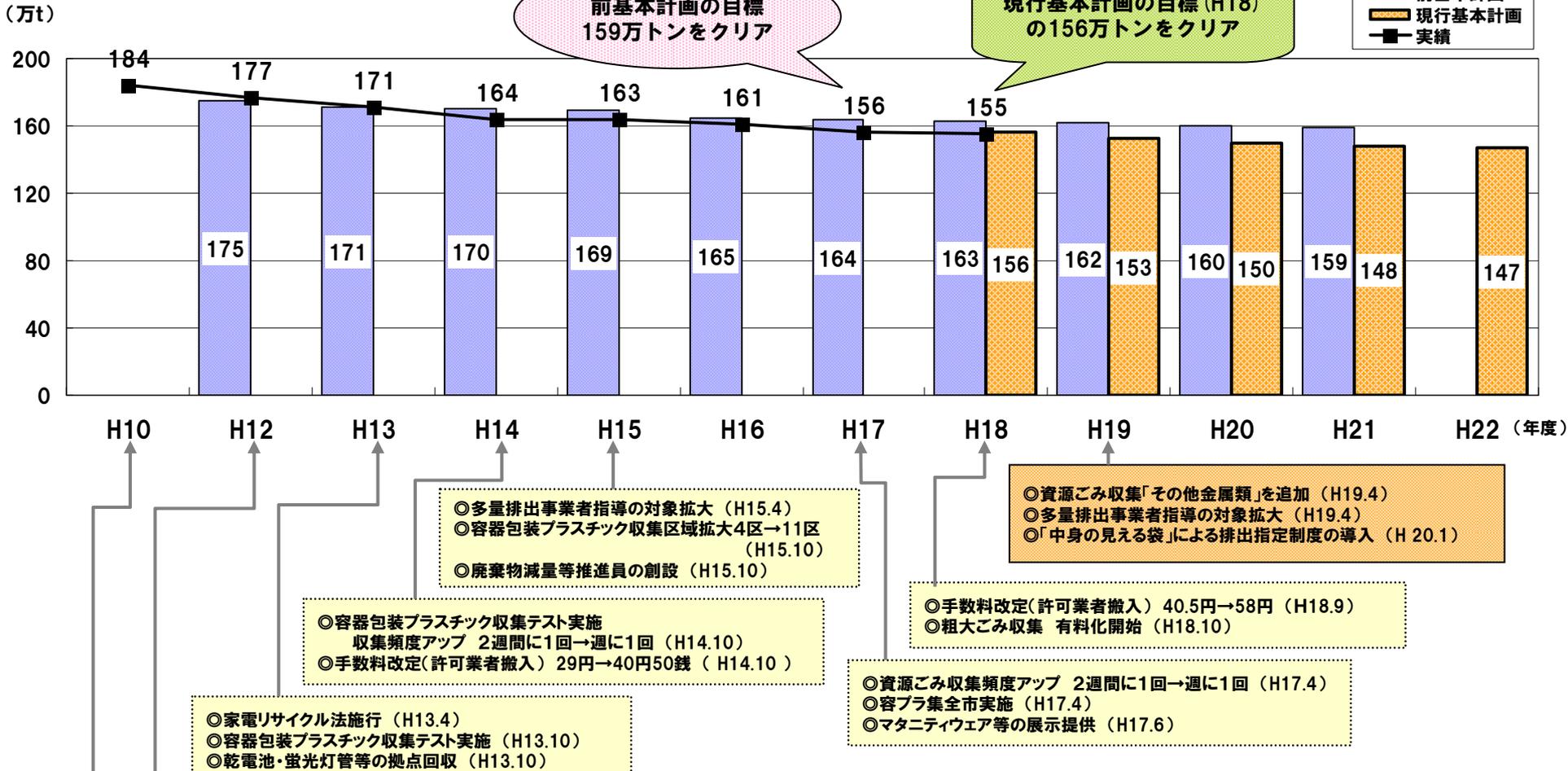


事業系ごみ



ごみ処理の推移

◆要処理量の比較（ごみ総量）



(単位:万トン)

実績値	H10	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
家庭系ごみ	72.0	71.0	67.0	60.3	60.0	58.9	56.0	57.7
事業系ごみ	109.4	102.5	101.3	100.8	100.8	99.3	98.0	95.4
環境系ごみ	2.9	3.4	3.1	2.6	2.6	2.4	2.4	2.2
合計	184.3	176.9	171.4	163.7	163.4	160.6	156.4	155.3